

## 農場HACCP認証を目指す銘柄豚生産農場における飼養衛生管理向上の取り組み

湘南家畜保健衛生所

柴田 淑子      橋村 慎二  
和泉屋 公一      福岡 静男  
稲垣 靖子

### はじめに

近年、消費者の食の安全・安心への関心は高くなっている。このため、畜産物の安全性向上の取り組みとして、国の農場HACCP認証が始まり、平成24年4月には国内初の農場HACCP認証農場が誕生した。県内の銘柄豚生産グループの2農場においても、今年度から農場HACCP認証に向けた取り組みが始まった。認証機関である社団法人中央畜産会（以下、(社)中央畜産会）では、この取り組みを開始している農場について、申請に基づき一定の要件を満たす場合、認証農場の前段階である農場HACCP推進農場に指定している。この申請に際して提出する飼養衛生管理基準チェックリスト（以下、基準チェックリスト）では、家畜伝染病予防法（以下、家伝法）における飼養衛生管理基準（以下、基準）の項目について、より詳細に記録を残すこと等、具体的な対応が求められている。そこで、このチェックリストに基づく現地確認及び指導を家畜保健衛生所（以下、家保）が実施した。取り組み当初、日々の健康観察等の記録の不備等、不十分な項目が見受けられたが、生産者と協議しながら、既存の作業日報の活用や農場立入表の改訂等により、飼養衛生管理を向上することができたので、その概要を報告する。

### 農場HACCP認証制度と農場HACCP推進農場

平成21年8月に、農林水産省から「畜産現場における飼養衛生管理向上の取組認証基準」が公表され、この認証基準に基づき、平成21年12月から農場HACCP認証が始まった。農場HACCP認証機関には、(社)中央畜産会等が指定されている。(社)中央畜産会では、農場HACCPへの理解醸成と、認証への取組を促進するために、認証農場の必須条件ではないが、認証農場の前段階として「農場HACCP推進農場」の指定を行っている。(社)中央畜産会が実施する「農場HACCP

推進農場」の指定には、農場HACCP推進指定要領において、以下の6項目が指定要件として定められている。①衛生管理方針が文書化されていること。②HACCP チームが編成され、HACCP 責任者及びチーム員が任命されていること。③作業工程を図式化した工程一覧図が作成されていること。④基準が遵守されていること。なお、本項目については、基準チェックリストの確認を得ることとする。⑤基準に沿った衛生対策の取り組み指導體制（獣医師による指導體制を含む。）が確保されていること。⑥農場関係者は、（社）中央畜産会が開催する農場HACCP 指導員養成研修を受講した者の指導・助言を受ける等により、農場HACCP 認証基準について、十分理解していること。

なお、基準は、平成16年9月に家伝法第12条の3に規定され、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関して、家畜の所有者が遵守すべき基準が定められている。平成23年10月には家畜防疫体制の強化のため、家伝法が改正され、基準も改正された。

これに対し、農場HACCP推進農場の指定に際して提出する基準チェックリストは、家伝法の基準と各項目は同じだが、確認や記録などの具体的な対応が求められている。また、欠格条項が設定されていて、例えば飼養衛生管理区域を設定していない場合、他の項目が基準を満たしていても不合格となる。そして、各項目とも適正(4点)、不十分(2点)、要改善(0点)の3段階で評価して点数化し、7割以上が合格となる。

### **銘柄豚生産グループと取り組み農場の特徴**

農場HACCPの取り組みを開始した銘柄豚生産グループは、県内13農場で構成されている。大麦を多く含んだ専用の配合飼料で豚を育て、出荷豚のうち、豚枝肉取引規格で上物など、一定条件を満たした枝肉が、銘柄肉として流通する。生産者は、より美味しい豚肉の生産に意欲的で、定期的な勉強会や共励会を実施している。このグループのうちA、Bの2農場で、農場HACCPの取り組みを開始した。A農場は、約700頭飼養、従業員2名で、ストレスを軽減した飼養を行っている一貫経営農場である。B農場は、約4,300頭飼養、従業員8名で、農事組合法人の一貫経営農場である。

### **農場HACCP構築に向けた取り組み**

この2農場の従業員と、銘柄豚生産グループに関わる管理獣医師、銘柄豚事務局、畜産技術所、家保が一体となり、農場HACCP認証に向けた取り組みを始めた（図1）。農場HACCP構築会議は、

平成24年7月から12月までに、管理獣医師主導のもと4回開催された（図2）。2農場とも、まずは農場HACCP推進農場に向け申請を行うこととし、家保はこの指定要件の1つである基準チェックリストに基づく現地確認及び指導を行うことになった。7月の第1回会議において、推進農場が求められる、各農場が遵守すべき基準について説明し、8月に2農場において、基準チェックリストに基づく遵守状況の現地確認、評価及び指導を行い、その結果を第2回会議で説明した。10月に2回目の現地確認、評価を行い、その結果を第4回会議で説明した。なお、2回の評価とは別に、A農場には11月と12月、B農場には毎月訪れ、基準の遵守状況確認や、改善方法について生産者と協議した。

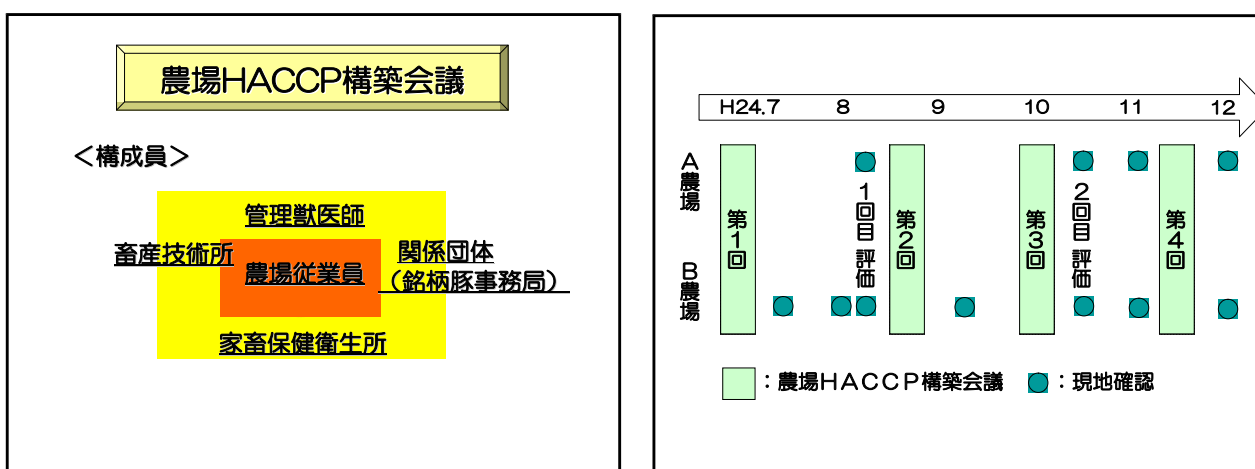


図1 農場HACCP構築構成員

図2 農場HACCP構築に向けた取り組み

### 飼養衛生管理向上の取り組み

#### 1 家畜伝染病予防法の基づく基準遵守状況

2農場とも農場HACCPの取り組み前から、衛生管理区域の設定、立ち入り制限、専用の長靴、踏み込み消毒槽を設置するなど、家伝法に基づく基準はおおむね遵守されていた。しかし、農場HACCP推進農場で求められている確認や記録などについては不十分であり、また飲用水の定期的な水質検査も実施していなかった。そこで、これらの項目について改善を図るとともに、すでに基準を満たしていた項目についても、さらに改善を図ることとした。

#### 2 改善に取り組んだ項目

A・B農場共通の改善項目は以下の8項目である。①家畜防疫に関する最新情報の把握、②衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、③衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒、④衛生管理区域専用の衣服・靴の使用状況の確認、⑤同日に他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者(家畜防疫員、獣医

師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く)及び過去1週間以内に海外から入国した者の確認、⑥過去4月以内に海外で使用した衣服・靴の確認、記録、⑦給餌設備等の点検や毎日の健康観察等の記録、⑧飲用水の水質検査。さらにA農場では、導入豚の隔離、健康観察についても改善に取り組んだ。

まず、①では、家保等が開催する家畜衛生に関する講習会に年1回以上参加、農林水産省HPを週1回程度閲覧していることが求められている。そこで、定期的に農林水産省HPや家保だより等を回覧し、ファイリング保存する取り組みを始めた。

次に、②では、従来入口に消石灰帯を設定し、また動力噴霧機による消毒を実施しているが、消石灰帯が途切れないように散布回数を増やすよう改善した。また、B農場では消毒手順を説明した看板を新たに設置した。

③では、出入口付近に消毒設備を設置し、さらに看板などにより明示する必要がある。2農場とも、手指の洗浄場所や踏み込み消毒槽を設置していたが、看板は設置していなかった。そこで、看板を新たに設置し、消毒の徹底を図った(写真1)。

④、⑤、⑥では、生産者と協議し、来場者全員の確認をするため、これまで使用していた農場立ち入り表に新たにチェック項目を追加し、記録として残すことにした。追加したチェック項目は、『衛生管理区域専用の衣服及び靴を使用している』、『同日に他の畜産関係施設に立入、1週間以内の海外渡航の有無』、『過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服及び靴の有無』の3項目である(図3)。⑦については、既存の作業日報に記載して、記録を残すことにした。⑧は、検査機関に依頼して定期的実施することにした。

また、A農場では年数回の種雄豚を導入する場合、これまでは、豚舎の端で他の豚と接触しないようにして健康観察をしていたが、より厳密に隔離するため、隔離豚舎を新設した。



写真1 新たに設置した消毒を指示する看板

日時	平成 年 月 日		午前・午後 時 分	
氏名			目的	
所属	家保 飼料 J A ・会社 獣医師 行政(県・市・町) 業者 その他( )			
石灰消毒	実施		未実施	
車両消毒	実施		未実施	
踏込み消毒槽	実施		未実施	
同日他の畜産関係施設への立入、一週間以内の海外渡航			無	有
過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服及び靴			無	有
<input type="checkbox"/> 衛生管理区域専用の衣類及び靴を使用している				

図3 改訂した農場立ち入り表

## まとめ

農場HACCPは、従来の食品製造分野におけるHACCPと比べ、よりマネジメントシステムの要素が多く取り入れられ、PDCAサイクルに基づく継続的改善が図られるようになっている。今回、2農場に共通して、家保だより等の回覧・保存、消石灰帯の常設、手指消毒を指示する看板の設置、農場立入表の改訂、作業日報の活用、飲用水の水質検査を実施し、A農場では、隔離豚舎を新設した。

2農場とも、取り組み当初より、農場HACCP推進農場に必要な要件を満たしていたが、飼養衛生管理向上への意欲が強く、当初と比べて改善が図られた。今後もPDCAサイクルによる継続した改善により、さらなる向上が期待できる(図4)。

平成24年12月21日に農場HACCP推進農場の申請を行い、近いうちに指定される予定である(図5)。

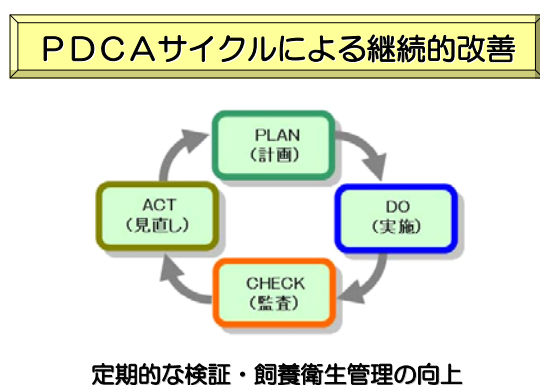


図4 PDCAサイクルによる継続的改善



図5 農場HACCP認証農場への取り組み

今後とも、定期的な内部検証を実施して継続的な改善を図り、農場HACCPの認証に向けて、生産者とともに取り組んでいきたい。

## 引用文献

1) (社)中央畜産会：畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）の理解と普及に向けて、3～9、(社)中央畜産会、(2012)